

岐阜県環境影響評価審査会委員会A 議事録（概要版）

- 1 日 時：平成30年9月18日（火） 午後2時00分～午後4時00分
- 2 場 所：岐阜県水産会館2階 中会議室
- 3 議 題：尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について
- 4 出席者：北田委員、岡田委員、廣岡委員、神谷委員、鹿野委員、浅野委員、窪田委員、小椋委員、高田委員、安藤委員、高木委員、山口委員、津川委員
都市計画決定権者（事業者、事業関係者を含む）10名、関係市担当者1名、県関係課等担当者4名、事務局5名、傍聴者4名
- 5 議 事：当該事業に係る計画段階環境配慮書の概要及び手続きについて事務局から説明
計画段階環境配慮書並びに委員等の意見に対する見解について事業者から説明の後、質疑応答を実施

<委員の意見に対する都市計画決定権者の見解等>

【事業者】

愛知県側、岐阜県側の図が極めて古く、県を挟んで記述の違いが大きいため、地域地質研究報告5万分の1地質図幅「岐阜地域の地質」（吉田・脇田、平成11年）地質調査所発行の地質図を利用されたい。また、ジオランドぎふも参照されたいという御意見です。こちらに対する見解です。第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況については、既存資料を基本に事業実施想定区域の自然的状況や社会的状況を把握するものです。地形・地質については、環境影響評価の図書を作成する際に一般的に用いられている国の土地分類基本調査結果を使用しましたが、いただいたご指摘を踏まえ、方法書の作成にあたっては、使用する地質図や凡例等について適当なものを使用するよう検討します。

配慮書56頁、66頁によれば、鳥類において多くのタカ目やフクロウ目といった上位種や重要種の生息可能性がある。特殊性の種に該当する種は想定できないとの記載があるが、何ををもって特殊性の種と述べているのか説明が欲しい。資料調査に基づけば、事業実施想定区域には重要種の生息可能性があり、しかも事業実施想定区域は、周囲の二次林における生態系のコア部分を涵養している重要なエリアと考えられ、鳥類だけでなく、他の動植物の分布からも周囲で唯一残された二次林を基軸とした生態系そのものとも言えるのではないかと。したがって、本開発による環境配慮が必要と思われるが、本配慮書ではこれらに関する項目が計画段階配慮事項から外れている。十分に動植物に関する配慮を行う必要およびその検討を十分に行う必要があると思われる。こちらに対する見解です。配慮書では、事業実施想定区域から約3kmの広い範囲を資料調査の対象としています。この範囲では、事業実施想定区域に成立する樹林地は、木曾川の河川区域に点在する二次林と同様の環境であり、以前は里山として利用されていたものの、近年利用がなくなり、二次遷移が進んでいる典型的な環境と判断しました。さらに、事業実施想定区域内の二次林及び耕作地は乾燥し水域は見られず、周辺には市街地が広がっていることから、湿地や湧水地などの特殊で局所的な環境や、小規模な環境を特徴づける種・群集や地理的に隔離された種・群集などの生息基盤は存在しないと考えられるため、事業実施想定区域内の生息状況については、方法書以降の段階で詳細な調査を行い、その結果を踏まえた環境保全措置の実施により影響の回避・低減が可能と考えられることから、環境への重大な影響は小さいと判断し、配慮書段階で重大な環境影響として取り扱わないこととしました。なお、特殊性の種については、湿地や湧水地などの特殊で局所的な環境に生息する種を表しています。

配慮書81頁には、カヤネズミ等、特殊性の種が生息している可能性はあるとの記載があるが、特殊性の種が生息している可能性があるにも関わらず、計画段階での配慮事項に哺乳類が挙がら

ず、生態系の項目が挙げられない理由は何か。上記と同様に、十分な現地調査を行い、本開発による環境配慮が必要であると考え。こちらに対する見解です。配慮書では、事業実施想定区域から約3kmの広い範囲を資料調査の対象としており、カヤネズミの生息環境となりうる高茎草本群落は木曾川の河川区域内を生息地としている可能性が高いです。事業実施想定区域に成立する樹林地及び小面積の草地環境は、カヤネズミの生息環境となりうるような特殊性の種の生息環境としては可能性は低いと考えられるため、事業実施想定区域内の生息状況については、方法書以降の段階で詳細な調査を行い、その結果を踏まえた環境保全措置の実施により影響の回避・低減が可能と考えられることから、環境への重大な影響は小さいと判断し、配慮書段階で重大な環境影響として取り扱わないこととしました。

典型性に該当する種が生息している可能性があるのに、計画段階での配慮事項に両生類や水棲昆虫が挙げられず、生態系の項目が挙げられない理由は何か。上記と同様に、十分な現地調査を行い、本開発による環境配慮が必要であると考え。こちらに対する見解です。配慮書では、事業実施想定区域から約3kmの広い範囲を資料調査の対象としており、事業実施想定区域内では両生類や水生昆虫が生息可能なため池や水域等は存在しないことから、生態系の項目には挙げませんでした。

配慮書58頁の表3.1.2.2では、オオサンショウウオの生息可能性も示されている。オオサンショウウオは溪流以外での生息も確認させることがあるため、現地調査をせずに本種の生息可能性が低いと断言するのは危険ではないか。こちらに対する見解です。配慮書では、事業実施想定区域から約3kmの広い範囲を資料調査の対象としており、その中ではオオサンショウウオの生息可能性も示されています。しかし、事業実施想定区域には溪流はもちろん、解放水面がない状態であることから、生息可能性が低いと判断しました。なお、今後の現地調査においては、オオサンショウウオを含めた水生生物等が生息できる環境について精査し、現地調査計画を立案する予定です。

配慮書159頁には、計画段階での配慮事項の選定にあたり、別表第1の参考項目を勘案して選定との説明があるが、どのように勘案されたのか、本事業ではなぜそのような選択で妥当であると考えたのか、その理由についての説明が不足している。こちらについての見解です。愛知県環境影響評価指針では、項目を選定するにあたっては、事業特性及び地域特性を踏まえ、事業の実施に伴う重大な影響を及ぼす観点から検討を行うこととされています。また、環境影響評価法に基づく基本方針等においても、重大な影響のおそれのある要素について設定することを基本とし、方法書以降の段階で環境保全措置により回避・低減が可能と考えられるものや、影響が可逆的であったり、短期間であったりする項目については、配慮書段階で重大な影響として取り扱わないこととすることができるとされています。また、工事については、計画熟度が低い段階では工事による影響の把握が困難な場合もあることに留意しつつ、工事による影響の重大性に着目し、必要に応じて選定するとされています。これらを踏まえ、今回、重大な影響の観点及び複数案の比較の観点から、大気質、景観を選定しました。

配慮書160頁の表4.1.1の工事の実施や土地の供用において、なぜ動物、植物、生態系の項目について○が一つもつかないのか、その理由について説明が必要である。客観的な根拠や説明がなく評価できない。こちらに対する見解です。動植物・生態系については、国の技術ガイドを参考に事業特性及び地域特性(①環境影響を受けやすい種または場 ②環境保全の観点から法令等により指定された種または場 ③法令等により指定されていないが地域により注目されている種または場)の観点から整理しました。事業計画の特性として、事業実施想定区域は現在二次林となっており、乾燥し水域は見られず、周辺には市街地が広がっていることから、人為的な改変を受けていない自然環境または野生生物の重要な生息、生育の場には該当しないと考えられます。また、環境保全の観点から法令等により推定された種や地域の指定状況や地域により注目されている種、集団繁殖地等も存在しません。さらに、事業実施想定区域内の生息状況については、方

法書以降の段階で詳細な調査を行い、その結果を踏まえた環境保全措置の実施により影響の回避・低減が可能と考えられることから、環境への重大な影響は小さいと判断し、配慮書段階で重大な環境影響として取り扱わないこととしました。

書類作成上の慣例なのかもしれないが、とくに動植物・生態系に関し、配慮書段階での環境影響想定が甘いように思われた。過去の事例に基づき配慮項目を選定したのであれば、その点について配慮書において根拠や説明がもっと記載されてしかるべきと思われる。本事業実施想定区域は、都市化した周辺地域にとっては残り少ない貴重な自然環境である。林内が乾燥傾向にあるからといって、容易に失ってよいものではない。計画策定においては、現地調査を十分に行ったうえで、客観的な根拠や説明を提示しながら、動物、植物、生態系に十分に配慮した内容にしていきたい。こちらに対する見解です。配慮書における動物・植物・生態系を選定しなかった考え方については、前問の回答のとおりです。また、事業実施想定区域に成立する樹林地は、木曾川の河川区域に点在する二次林と同様の環境であり、以前は里山として利用されていたものの、近年利用がなくなり、二次遷移が進んでいる典型的な環境と判断しました。しかし、市街地・耕作地に残存した樹林地に依存する動植物相の生息・生育可能性があるため、今後実施する現地調査においては、重要種の生息可能性を踏まえた調査を実施し、必要な環境保全措置を検討いたします。

配慮書 67 頁にあるように、重要種が事業実施想定区域及びその周囲で生息確認されている。これ以外にも配慮書 59 頁に記載されている魚種も含めて、現在も営農方法の転換などによる影響が継続していることも予想される。これらのことから、配慮書 160 頁の計画段階配慮事項すべての項目において配慮いただきたいと考えますが、大気質と景観のみ計画段階配慮事項に選定されている。指針に定める点的開発の参考項目であるにも関わらず、選定項目とならなかった項目について、その理由を示していただきたい。こちらに対する見解です。愛知県の環境影響評価指針では、項目を選定するにあたっては、事業特性及び地域特性を踏まえ、事業の実施に伴う重大な影響を及ぼす観点から検討を行うこととされています。また、環境影響評価法に基づく基本方針等においても、重大な影響のおそれのある要素について設定することを基本とし、方法書以降の段階で環境保全措置により回避・低減が可能と考えられるものや、影響が可逆的であったり、短期間であったりする項目については、配慮書段階で重大な影響として取り扱わないこととすることができるとされています。また、工事については、計画熟度が低い段階では工事による影響の把握が困難な場合もあることに留意しつつ、工事による影響の重大性に着目し、必要に応じて選定するとされています。これらを踏まえ、大気質と景観以外の項目については方法書以降の段階で詳細な調査を行い、その結果を踏まえた環境保全措置の実施により影響の回避・低減が可能と考えられることから、環境への重大な影響は小さいと判断し、配慮書段階での計画段階配慮事項として選定しないこととしました。

5年の長きにわたる工事であるので、その間、いろいろな災害があることも考えられる。それらに対応できる対策を講じていただきたい。こちらに対する見解です。事業計画にあたっては、今後、詳細な検討を行っていくこととしております。3年半という長い期間での工事となることから、工事中の災害には十分配慮した計画としていきたいと考えております。

<県関係課の意見に対する都市計画決定権者の見解>

【事業者】

配慮書 152 頁において岐阜県内の温室効果ガス排出量の削減に関する中期目標が、基準年度を 1990 年度とし、2020 年までに 20%削減、国の削減目標を踏まえた岐阜県の見通しが 2030 年までに 2013 年度比で 26%削減（2012 年度比では 25%の削減）となっているが、岐阜県における中期目標は、2020 年度に 2005 年度比 3.8%、2030 年度に 2013 年度比 26%削減となっている。こちらに対する見解です。

ご指摘を踏まえ、方法書においては、岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第2版＜一部改訂版＞に示される内容について記載いたします。

配慮書16頁には、場内で発生する排水は施設内利用となっており、公共用水域への排水は行わないとなっておりますが、冷却水に使用した後は蒸発等してなくなるのでしょうか。こちらに対する見解です。排ガスの冷却水として炉内噴霧や減温塔でを使用することを想定しており、これらは蒸発して排ガスとともに排出されます。

配慮書16頁には、生活排水及び雨水は、処理を行った後、既存の水路等へ放流する計画であるとの記載があるが、放流を予定している既存の水路の位置や放流量などを具体的に記載していただきたい。水路の位置については、位置図等を用いて示していただきたい。こちらに対する見解です。生活排水及び雨水については、既存の水路等へ放流する計画としていますが、現段階で、具体的な放流先や放流量は決まっておりません。

大気質への影響について、気象条件（逆転層）、地形条件、時間条件を十分に考慮し、住民への影響が想定される場合には、必要に応じ環境保全措置を検討すること。こちらに対する見解です。本事業は焼却施設を建設する事業であることから、大気質への影響については十分に配慮した計画としたいと考えており、必要な調査や予測・評価の手法について十分に検討し、その内容を今後作成する方法書の中に記載してまいります。

<各務原市の意見に対する都市計画決定権者の見解>

【事業者】

方法書では、工事の実施に係る工法、期間及び工程等、環境影響評価項目の調査、予測及び評価手法の選定に当たり、考慮する事項についてより詳細に明らかにすること。こちらに対する見解です。工事の実施に係る工法、期間及び工程等の詳細について、方法書の段階では決定しませんが、可能な限り詳細に記載するよう努めます。

本事業の環境影響評価手続きの実施に当たっては、各務原市民に対しても丁寧な説明を行い十分な理解を得ること。こちらに対する見解です。本事業の環境影響評価手続きについては、愛知県環境影響評価条例に基づき、図書の公告、縦覧、住民意見の募集のほか、住民説明会等を実施してまいりますが、これまでの配慮書手続きと同様に各務原市民に対しましても、各務原市広報誌への掲載等により事前に実施を周知することを想定しております。

方法書以降の図書の作成に当たっては、測定機器や設置状況の写真を例示する等、丁寧かつ住民にもわかりやすい図書とすること。こちらに対する見解です。図書や説明資料の作成にあたっては、写真を例示する等、住民の方にわかりやすい資料となるよう努めます。

焼却施設の焼却方式や排ガス処理方法の検討に当たっては、大気汚染対策を最優先に考え、大気汚染物質の排出を低減するため、利用可能な最良の技術を採用すること。こちらに対する見解です。焼却方式については、今年度、専門家等で構成する委員会において詳細に検討しています。また、排ガス処理方式については自主規制値の決定後に基準を満たす適当な処理方法を選定していくと考えております。これらの選定、検討に当たっては、利用可能な最良の技術を採用するよう努めます。

大気質調査地点の選定に当たっては、対象事業実施想定区域周辺の風況を十分に考慮すること。また、必ず各務原市内にも愛知県と同等の調査地点を設置し、調査を実施すること。こちらに対する見解です。大気質の現地調査については、既存資料等をもとに、風況を十分に考慮し調査地点の選定を行ってまいります。また、各務原市内の調査地点の設置についても方法書手続きにおいて検討してまいります。

<質疑応答>

【委員長】

それでは質疑応答に入ります。事業者から配慮書と意見に対する見解を説明いただきました。

意見や質問がありましたら発言をお願いします。

【委員】

配慮書の確認文献一覧から引用された重要種一覧には、魚についても絶滅の恐れのあるものが記載されています。方法書以降の段階で詳細に調査するということでしたが、既存データで生息の可能性を示唆しながら、実際の工事時には、実は生息していないとなると、配慮書に記載されているデータとして適切なものかということが非常に心配です。

先ほどの見解では、溪流がないのでオオサンショウウオの生息可能性が低いと書いてありますが、これは過去のことであり、犬山の頭首工の下で、私どもも何十年も調査しておりますけど、かなりの頭数がありますし、そこから流されたものがこのあたりのデータに入っているのではないかと思います。方法書以降で調査するとしていますが、その時に配慮書に記載されているような魚類が、果たして生息しているのか懸念がありますので、その点についてどこかで教えていただきたい。

【事業関係者】

今は配慮書の段階で、今後、方法書、準備書、評価書という流れになりますが、評価書が終わらないと工事に入れませんので、そこまでは、中に入って工事をするということはありません。実際に現地調査に入りますのは、方法書手続きが終わって、どのような調査をやるのか確定した後です。その結果等を取りまとめたものを準備書としてまとめ、お示しするということになります。その段階では、実際に対象事業実施想定区域内にどのような生物が生息しているのか、どのような影響の可能性があるのかを具体的にお示しすることができると思いますので、その段階でいろいろとご意見をいただきたいと思います。

【委員】

処理能力のことでお聞きします。愛知県ごみ焼却処理広域化計画では、処理能力が300t/日以上と計画されていますが、今回、処理能力が197t/日となった理由はあるのでしょうか。

【都市計画決定権者】

愛知県が、平成10年に広域化計画を作成したときは、処理能力300t/日以上の集約化を目指し、県内を13ブロックに分けたため、出発は300t/日以上を目指したということです。ただその時には、私どもの第1小ブロックと小牧市と岩倉市からなる第2小ブロックが合体した状態での300t/日以上の処理能力でしたが、小牧市、岩倉市では、地元の同意があり建設の目途が立ったため、第2小ブロックが先行し、第1小ブロックと第2小ブロックが分かれた結果、残った第1小ブロックとしては300t/日に達しませんが、197t/日という形で建設を進めることになりました。

【委員】

現在、14ブロックということによろしいでしょうか。

【都市計画決定権者】

県の計画では13ブロックですが、そのうちの1つが第1小ブロックと第2小ブロックに分かれているということです。

【委員】

手続きに関してですが、岐阜県の環境影響評価審査会で審議ができるのは、今回だけでしょう

か。

【事務局】

配慮書につきましては、この会でご審議いただきます。方法書以降の手続きについては、その方法が現段階で決まっておらず、方法書が提出された段階で愛知県と協議して手続きの方法を決めていくことになります。

【委員】

了解しました。

ごみ処理能力等に関連することですが、2市2町では、現在はどのようなごみ処理の仕方をしているのでしょうか。

【都市計画決定権者】

現在は、江南市、大口町、扶桑町からなる江南丹羽環境管理組合を作りまして、大口町にあるごみ焼却施設で処理をしています。犬山市は単独で処理をしています。

【委員】

既存の古いごみ焼却施設に替えて、新しいものを造るということによろしいでしょうか。

【都市計画決定権者】

両施設とも愛知県内で最も古い焼却場ですので、この度、更新をするということです。

【委員】

長い間、計画されてきた事業だと思しますので、適切に検討しながら進めていただきたいと思います。人口がこれから変動することを想定して、処理能力、ごみの排出量を考えているということによろしいでしょうか。

【都市計画決定権者】

2市2町管内の人口推計をした結果、最大となるごみ量を把握して197t/日ということです。

【委員】

配慮書段階で質問する内容か分かりませんが、焼却処理の際、熱が発生すると思います。その有効利用も併せて考えているのでしょうか。

【都市計画決定権者】

最新の新しいごみ処理施設整備計画書では、発生する電力も活用するとされており、有効利用先の優先順位もつけられています。

【委員】

環境への影響を総合的に評価するとき、既存の処理の仕方、その後の運用、エネルギーの再利用等の順位の妥当性も考えた方がよいと思ひまして、質問させていただきました。

哺乳類についてですが、タヌキ、キツネ、アナグマ等、住宅近郊に生活している動物が生息すると予測されますので、方法書以降の段階の調査による影響が可能な限り抑えられるよう配慮していただきたいです。

【委員長】

煙突の配置ですが、A案とB案について簡易な評価をしたところ、あまり違いがないとの記載があります。煙突高さについては、いろいろな条件から51m以下とするとの記載がありますが、他のことについて決まっていない中で、簡易な方法とは何を実施したのでしょうか。

【事業関係者】

簡易な方法というのは、大気のところでしょうか。

【委員長】

煙突をどちらの案にしても違いがないという結論だと思いますが、例えば、建屋の高さと煙突の関係で、大気濃度の状況が変わってくることもあります。濃度を予測する際、想定しなければいけない条件があるはずですが、それらがはっきりしないままどちらの案でも違いがないとされていますが、我々を含めて配慮書を見た方は、どのように考えれば良いのでしょうか。

【事業関係者】

配慮書の2-18、2-19頁に複数案の設定ということで、建屋の大きさや煙突の高さの設定条件の説明をしております。建屋の規模、配置については、まだ決まっておりませんので、同規模の処理能力の事例をいくつか集めてきまして、その中で、最大となるものを設定して予測しております。

方法書以降では、複数案を1つに絞り込んで、できるだけ建屋の高さや煙突の高さを実際に建てるものに近いものに設定して、今回は、簡易予測を行いましたけれど、方法書以降では、短期の高濃度の状態等、もっと詳しい予測を行い、どれだけ周囲に拡散するかということを詳細にみていきたいと思います。

【委員長】

A案とB案について、どちらでもよいという結論ではなくて、これから更に詳細に見ていくということでよろしいでしょうか。

【事業関係者】

配慮書の段階では、複数案の間で、大気的面では変わらない、景観的面ではトレードオフの関係があるということを説明しましたが、今後、検討を進めて、方法書の段階では、どちらにするか決めたいうえで、調査予測の方法を決めていきたいと思います。

【委員長】

各務原市長からの意見の中で、大気質の調査について懸念されており、その一つに事業実施想定区域周辺の風況を十分に考慮することとあります。事業実施想定区域は木曾川のすぐ傍ですので、一般に風が川筋に沿って吹く状況が想定されます。年間風配を見ますと、暖候期に南寄りの風がありまして、岐阜県側への影響がより想定される状況が季節によってはあります。例えば、先ほど質問しました有効煙突高さも影響してくるはずで、上層と下層の風の状況が分からないと予測はできないはずですので、現地での詳細な上層の調査を実施していただきたい。

【事業関係者】

方法書以降では、どのような調査をやるのかお示ししていきますので、現地での調査もしっかり考えていきたいと思います。

【委員】

大気についてですが、逆転層の高さをつかんでいただきたい。逆転層の下に煙突がある場合、朝にすべての煙が下に落ちます。逆転層の時、湿気が多いと、無色透明な煙に水蒸気がつき煙として見えますので、明確に確認できます。季節としては、冬や秋の終わりによく見られ、夏はほとんど見られません。時期等、確実に法則性があるので、しっかり観察、調査していただきたい。

【事業関係者】

逆転層は、上層の気象の調査をやらないと分かりませんので、そのような調査も含め検討していきたいと思います。

【委員】

熱処理の問題で、最近はそのまま冷却して、冷却水を放出することはないと思いますが、熱エネルギーは結局大気へ放出することになるのでしょうか。一部、発電をすれば放出する熱エネルギーは変わってきますが、それ以外は、24時間に300t近いごみを燃やした熱エネルギーは、そのまま大気へ放出されるということでしょうか。

【委員長】

発電でどのくらい電気エネルギーに変えて、残りのものは、何らかの形で放出されるということでしょうか。ごみ焼却で得られた熱エネルギーをより有効利用して、熱環境へ配慮いただきたいということですが、いかがでしょうか。

【委員】

温度変化は、動植物にとって大きな影響となります。風の方向とか、逆転層により熱が下に降りて来ると植物等にも影響が大きく出てくるのではないかと思いますので、そのあたりの見通しもしっかりもっていただきたいと思います。

【事業者】

配慮書2-4頁の④のところに余熱利用について記載しております。余熱利用は場内での電力や温水利用を優先し、そのうえで、他施設への電力供給や余剰電力の売電、蒸気の供給を検討するとしており、発生した熱をそのまま外へ放出するということはありません。

【委員】

私は各務原市に在住しているため、各務原市から事業実施想定区域を見るという感覚で配慮書等を読みました。一番気になったことが、各務原市長からの意見に対して、十分な理解を得るために各務原市広報誌にも載せないと回答しているところですが、広報誌に1回載せるだけでは周知しにくいと思います。例えば、ケーブルテレビでは、各務原市に関する様々な事柄が放映されており、意外と市民が見る機会があります。そのようなものも利用していただくと、理解も深まるのではないかと思います。

それから、各務原市からは対岸から見ることになりませんが、建物は、縦55m、横85m、高さ35mと結構大きな建物です。要約書にも写真でA案とB案が載っていますが、木曽川のサイクリングロード付近の写真のように各務原市からは見えませんが、何か建物があるという感覚はあると思います。景観に配慮された建屋にしていいただければと思います。

【事業者】

いただいたご意見を踏まえまして、今後、検討をさせていただきたいと思います。

【委員】

処理能力は、確定しているということによろしいでしょうか。処理能力にこだわる一つの理由に、資源の分別回収等でごみが少なくなり、ごみ処理場の連続運転ができないため、もっとごみを出してくれないと困るというようなことがあり、逆に分別せず、焼却のごみを増やす傾向になっているような話も聞くので、処理能力についてどのような検討をされているのか教えていただきたい。

【都市計画決定権者】

管内2市2町の環境担当では、ごみの減量については、継続的に施策を実施しております。現在、可燃ごみの中には約30%の紙類が混入していますので、その紙類をなんとか可燃ごみから除けないだろうかということも事業所訪問や家庭系の啓発も行って減量に努めているところです。平成31年度に2市2町の管内でごみ処理基本計画が再度改訂される予定ですので、この最新のごみ減量を盛り込んだ計画によって今後のごみ量が減ってくるということであれば、計画見直しも必要になってくるということになります。

【委員】

現状、減量もかなり進んでいます。可燃性のごみを除くと自然できないので、重油やガスで焚かないといけないといった話もあるのですが、そのあたりのことをよく検討されて、過大な処理能力にならないようお願いしたいと思います。

【委員】

配慮書の26、27頁の気象データは、逆転層には全く無関係で、風があるときは、逆転層ができないので問題ないです。逆転層が出るときは決まっています、夏はめったになく、10月下旬から2月上旬の雨が降った後の晴れた日の朝の早いうちに発生します。風は無風に近いときで、風があるときには発生しません。少し高いところから見ただけであれば、たき火の煙の動き、工場の煙突の煙の動き等、すべて肉眼で確認できます。日光が強くさして湿気が取れると、8時頃には消えてしまい、その後、観察しても肝心なところが見えないため、朝の日の出前が一番良いです。逆転層の下に溜まった汚い空気は、木曾川に沿って移動しますので、排ガスを出す方は、風のない日の逆転層をチェックする必要があります。地域によっても様々ですので、調査方法を十分に検討していただきたい。

【委員長】

このくらいの燃焼で排ガスの温度と吹き出し速度がこのくらいだから逆転層を突き抜けるといったことを、ただおざなりに公式に当てはめて計算するだけでなく、その条件をきっちり評価してくださいということだと思います。

【事業関係者】

基本的には、調査は、きちんとした計測ができるようなもので行いますけれども、ご指摘のように現場の状況というのもありますので、補足的に逆転層の現状も確認していきたいと思います。

【委員】

出やすい時間帯である朝の日の出前、高いところから見るのが一番正確なデータです。測定しても風向きも出ませんし、温度差も逆転層と挟んでそれほど違いがありません。逆転層まで温度が上がり、そこから温度が下がっていくのですが、逆転層をつかむのは相当綿密な高度毎の気温

の分布調査が必要です。私も逆転層が起こるときに調べたのですが、非常に難しいです。温度計で正確にしっかり測らないと難しいですので、肉眼で実際に煙突からガスが出た時に見るのが一番良いと思います。逆転層の影響で、工場の煙の下流でおかしい臭いがするということがあり、公的な施設ということもありますので、しっかり調べられた方が良いでしょう。

【委員長】

逆転層も強度とか様々で、たいしたことがないものから強烈なものまでいろいろあります。燃焼の条件によって突き抜けるかどうかということもあると思いますので、是非きちんと風速の鉛直分布だけでなく、気温の鉛直分布も測っていただきたいと思います。

【委員】

他事例の配慮書を拝見したこともあるのですが、今回の配慮書の場合は、重大な影響を受ける恐れがある要素のみ予測、評価をしたということで、影響を受ける恐れがあるものについては、方法書からやりますというスタンスで良いですか。

【事業者】

はい。

【委員】

今回の各委員から提出された意見と事業者の見解や回答は、愛知県で審査対象となるのでしょうか。可能であれば審査の対象として欲しいと思います。すべて説明するのは非常に大変だと思いますので、説明は割愛しても結構ですので、是非、愛知県でも資料の配布をしていただきたいと思うのですが、どう対応されるのかをお聞きしたいです。

【事務局】

制度的な話になりますが、今回の案件については、愛知県条例に基づいて、愛知県と岐阜県で協議して手続きの方法を決めておまして、岐阜県知事意見については、各務原市長意見に加えて追加して述べるができるという形にしておりますので、今の委員のご意見につきましては、愛知県と別途相談させていただいて対応を考えたいと思います。

【委員】

県を跨ぐ事業なので、各委員からの意見や事業者の見解は、正式な資料ということでもなくても良いですが、愛知県にもお渡しした方が、審議の参考になるのかと思います。是非、ご検討をお願いします。

【事務局】

わかりました。愛知県と検討させていただきます。

【委員長】

それでは、これで質疑を終了したいと思います。